

コメンタリー

公立病院の標榜科と実際の診療に関する考察

1) 奈良県立医科大学地域医療学講座
大西 丈二¹⁾

Concern about the Regulation by Ordinance of Departments in Public Hospitals

JOJI ONISHI

1) Department of Community Medicine, Nara Medical University

Received May 14, 2012

著者は現在、奈良県立医科大学に勤務し、地域医療に関する研究教育の任を担っている。医学部臨床系における研究教育は診療と一体であるべきと考えるが、小生は老年病専門医であるものの、2012年4月現在において本学附属病院を含め、老年内科を標榜する病院は県内には無く、老年内科を掲げては非常勤での診療支援も行う場がない。

平成22年医師・歯科医師・薬剤師調査によると、奈良県には2,994人の医師が医療施設に従事しているが、このうち内科医は1,017名で医師総数の34.0%を占めている¹⁾。複数回答が許された診療科をみると、内科系では呼吸器内科が医師総数の3.5%で、循環器内科は6.6%、消化器内科9.1%、腎臓内科1.3%、神経内科2.6%、糖尿病内科（代謝内科）2.0%、血液内科0.8%、アレルギー科1.9%、感染症科0.5%であり、これらの合計83.5%（849名）は都道府県の中で最も低い率であった（全国は106.7%）。一方、上記分野における専門医の合計は奈良県では526名と医師総数3,090名の17.0%にあたり、全国平均17.1%とほぼ同様で、都道府県のうち多い順に25位でもあって、専門医の数が少ないという訳でもない。これらより、奈良県では臓器別の専門を持ちながら、診療科として標榜できていない内科医が多いことが示唆される。一例として、県立五條病院は、院長以下内科医師9名のうち7名が消化器内科専門であるが（2012年4月現在）²⁾、同院は消化器内科の標榜がなく、彼らの所属は「内科」である。標榜科は医師にとってアイデンティティに関わる重要な情報であるが、自らの専門性を標榜できないことが勤務意欲に与える影響が危惧される場所である。

奈良県には奈良県立医科大学附属病院のほか、県立奈良病院、県立三室病院、県立五條病院、奈良県総合リハビリテーションセンター、市立奈良病院、天理市立病院、大和高田市立病院、宇陀市立病院、大淀町立大淀病院と10の自治体立病院がある。このうち条例で診療科が規定されているのは県立奈良病院、県立三室病院、県立五條病院、市立奈良病院、天理市立病院、宇陀市立病院、大淀町立大淀病院の7病院である^{3), 4), 5), 6), 7)}。表1は各医療機関の設置に関する条例から標榜科を、そして各標榜科の現員正規雇用医師数を各病院公式サイトから数え、まとめたものである^{2), 8), 9), 10), 11), 12), 13)}。昨今の医師不足を受け、少なからずの医療機関で標榜科の正規雇用医師を欠き、休診を余儀なくされているところもあるが、特に欠員が多い診療科は皮膚科、放射線科、産婦人科、麻酔科である。このうち皮膚科は6病院に標榜されているものの、3病院が正規雇用医師不在で、産婦人科と放射線科は7病院中3病院、麻酔科は6病院中2病院で正規雇用医師がいない。そして、のべ103診療科のうち、条例に定められて標榜しながら正規雇用医師を欠く診療科は24診療科（23%）にのぼった。一方、「医療法施行令の一部を改正する政令」（平成20年政令第36号）により標榜不可となった呼吸器科、消化器科、循環器科は経過措置により市立奈良病院で標榜され続けており、条例による制限が、病院の制度変化への対応に影響を与えている可能性が考えられた。

内山と開原14)は2006年に標榜科と実際の診療科との差が大きいことを報告しているが、医師不足のために生じた差はやむを得ない面が大きいものの、患者が正しく受診先を選ぶためにも、標榜科は実際に合ったものであるべきである。

東京都立病院をはじめ、条例で標榜科を規定していない自治体は少なからずあり、条例による規定は必須のものではない。それぞれの医療機関は、少子高齢化や疾病構造等の社会変化に対し、主体的かつ柔軟な対応が求められている。地域の医師不足または偏在は深刻な問題であり、標榜科の整備不足が医師確保の足を引っ張ってはならない。患者らには、実状に合致した診療科に関する情報が、適切に提供されるべきである。公立病院の標榜科を条例で定める意義については、再度検討が要されるであろう。

【Table 1. Medical departments in public hospitals and the number of doctors in Nara Prefecture】

病院名	内科(注1)	呼吸器内科	消化器内科	循環器内科	小児科	精神科	神経内科	外科	整形外科	形成外科	脳神経外科	呼吸器外科	心臓血管外科	小児外科	産婦人科	婦人科	眼科	耳鼻咽喉科	皮膚科	泌尿器科	リハビリテーション科	放射線科	麻酔科	救命救急	歯科	消化器外科	人工透析内科	NICU	
県立奈良病院	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
医師数(人)		7	9	8	6	2	2	7	7		3	2			9			2	3	2	4		4	7					6
県立三室病院	●		●	●	●			●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
医師数(人)	15(注3)			10	4			4	4		2	2			1			2	2	1	2		3	4					
県立五條病院	●				●		○	●	●	●	●	●	●	●	○			●	○	○	●	●	○						
医師数(人)	9				1			3	3		1							1			1	1							
市立奈良病院	●	●	●	●	●		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	○			
医師数(人)	13(注4)	1	6	6	5		3	8	6						5			5	3	2	2	2	2	2					
天理市立病院	●				○			●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	○			○	
医師数(人)	5							3	2						1			1											
宇陀市立病院	●		●	●	○		●	●	●	●	●	●	●	●	○			●	○	○	●	○	○	●					
医師数(人)	8						1	2	5									1			1		1						
大淀町立大淀病院	●				●	○		●	●	●	○	○	○	○	○			●	●	○	○	○	○		○				
医師数(人)	7				2			2	5						○			1	3										

● 条例による標榜および正規雇用医師有 ○ 条例により標榜されているが正規雇用医師無 空欄 条例による標榜無

注) 医師数はすべて各病院公式WEBサイト(2012年4月アクセス)に表示されている現員の正規雇用数

注1) 内科は臓器別内科の数と一部重複

注2) うち2名は消化器内科、整形外科と重複

注3) 内科・消化器内科として合算。うち10名は循環器内科と兼務

注4) 内科、一般内科・総合診療科として表示されていたもの

文献

- 1) 医師・歯科医師・薬剤師調査. 厚生労働省. 2010.
- 2) 県立五條病院 WEB サイト <http://www.gojo-h.jp/> (2012年4月アクセス)
- 3) 奈良県病院事業の設置等に関する条例. 奈良県. 1972.
- 4) 奈良市病院事業の設置等に関する条例. 奈良市. 2003.
- 5) 天理市立病院事業の設置等に関する条例. 天理市. 1968.
- 6) 宇陀市病院事業の設置等に関する条例. 宇陀市. 2006.
- 7) 大淀町病院事業の設置等に関する条例. 大淀町. 1967.
- 8) 県立奈良病院 WEB サイト www.nara-hp.jp/ (2012年4月アクセス)
- 9) 県立三室病院 WEB サイト www.mimuro-hp.sango.nara.jp/ (同上)

- 10) 市立奈良病院 WEB サイト <http://www.nara-jadecom.jp/> (同上)
- 11) 天理市立病院 WEB サイト <http://www4.kcn.ne.jp/~tenri-hp/> (同上)
- 12) 宇陀市立病院 WEB サイト <http://www.udacity-hp.jp/> (同上)
- 13) 大淀町立大淀病院 WEB サイト http://www.town.oyodo.nara.jp/shisetsu/oyodo_byouin/index.html (同上)
- 14) 内山康子, 開原成允: 診療科名称の現状と標準化への提案. 病院管理. 43: 147-155, 2006.